

一般職の職員の扶養手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第21号

一般職の職員の扶養手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の扶養手当支給規則（令和7年函館市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以上」の後ろに「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

別記様式注第2項中「婚姻，」および「，離婚」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。